

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市社会教育委員の会
② 事務局（担当課）	生涯学習部 生涯学習政策課 内線：2944
③ 設置の根拠	社会教育法第15条 川西市社会教育委員に関する条例第1条
④ 設置年月日	昭和35年4月1日
⑤ 所掌事務	社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 ①社会教育に関する諸計画の立案。②定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる。③そのために必要な調査研究を行う。 また、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関し意見を述べるなど、地域の課題や住民ニーズを把握し、それを社会教育事業に反映させる役目を担っている。
⑥ 委員数	8 名（うち、女性委員数 5 名）
⑦ 委員の任期	2 年 現行委員の任期 令和6年6月1日 ～ 令和8年5月31日
⑧ 委員の構成（選出基準）	学識経験者4名、社会教育関係者1名、家庭教育関係者1名、学校教育関係者2名
⑨ 諮問答申事項等	川西市学校運営協議会制度への社会教育の関わり方
⑩ 部会等の名称及び役割	
⑪ 委員名簿	別紙のとおり